

バーゼル3最終化の適用を巡る 邦銀への影響と国際動向

米英では実施が遅延も国際競争上の影響は軽微

バーゼル3最終化は、金融機関が抱えるリスクに応じた適切な自己資本の確保を比較可能ななかたちで求めるための規制改革である。日本では、金融機関の健全性を適切に確保していく上で重要な規制枠組みとして、2025年3月期までにすべての銀行、信用金庫、信用組合等に対して適用された。バーゼル3は海外でも広く適用されているが、現時点で米国や英国は実施に至っておらず、国際競争上の影響を心配する声もある。本稿では、バーゼル3最終化の意義と国内金融機関に与える主な影響について解説した上で、海外動向を含めた今後の留意点について述べる。

金融庁 総合政策局
リスク分析総括課
健全性基準室
室長 青崎 稔

適用開始時に リスクアセットは減少

バーゼル3最終化は、金融機関の自己資本比率計測の過度なバラつきを抑制するため、内部モデルを利用したリスク計測に制限を課しつつ、標準的手法

のリスク感応度を向上させるものとなっている。(図表)。2017年の国際合意を踏まえ、金融庁は20年に「最終化されたバーゼル3の国内実施に関する規制方針案」を公表し、実施に向けた基本的な考え方について市中に意見を求めた。その後、ブリックコメントを実施した上

で、22年4月に告示を公布したほか、本邦の実務を踏まえた運用となるよう、告示の解釈を示した多数のQ&Aを公表している。実施時期は、国際的には当初22年1月からの実施が合意されていたが、コロナ禍を受けて1年延期され、その後「可能な限

り早期に実施する」こととされている。これを踏まえ、日本では、国際統一基準の対象となる金融機関は24年3月期、国内基準の対象となる金融機関および最終指定親会社は25年3月期を適用時期として導入することとした。併せて、23年3月期以降は金融機関が希望すれば早期適

【図表】 バーゼル3最終化のポイント

信用リスク	内部モデル手法の利用制限、標準的手法の頑健性やリスク感応度の向上
オペレーショナルリスク	内部モデル手法の廃止、新たな標準的手法の導入
マーケットリスク	内部モデルの利用要件の厳格化、標準的方式のリスク感応度の向上
資本フロア	内部モデル手法により算出されたリスクアセットが、標準的手法で算出されたリスクアセットの72.5%を下回らないようにする措置の導入

(出所) 筆者作成

用も可能な枠組みとしている。
まず、新規制を24年3月期までに適用した国際統一基準行および内部モデルを利用する金融機関（33金融グループ）について見ていきたい。全体としてはバーゼル3適用時に（23年12月期と比べて）リスクアセットは

平均7.7%減少し、自己資本比率は平均1.9%¹⁾上昇した。また、25年3月期に適用する金融機関の計測結果は7月までに明らかになる。これらの先は（最終指定親会社を除き）標準的手法を利用しているため、適用時にリスクアセットが若干減少する先が多くなると考えている。

ただし、新規制がもたらす影響は、各金融機関がこれまで利用してきたリスク計測手法の態様と、当該金融機関のポートフォリオを反映したものであるため多様である。以下では、こうした認識の下、新規制の影響を俯瞰する上で重要と考えられるポイントについて解説する。

企業融資と株式を見る 信用リスクへの影響

多くの国内金融機関は信用リスクがリスクアセットの8〜9割を占めることから、同リスクの計測手法の変化に注目することで、大まかな影響を把握することができると考えられる。同リスクは、特に企業融資と保有株式に係る基

準変更の影響が大きく作用する。

まず企業融資は、標準的手法の採用行であれば、無格付けの中堅中小企業の債権やB B B格の企業債権のリスクウェイトが（100%から85%または75%に）低下し、基礎的内部格付手法（F I R B）採用行であれば、デフォルト時損失率（L G D）の当局設定値が（45%から40%に）低下する。そのため、こうした企業に融資や債券投資を行っていればリスクアセットは減少する。

他方、先進的内部格付手法（A I R B）採用行の場合、大企業向けの融資に係るL G Dは当局設定値（40%）の利用が必要となる。従来は各行で推計していたため（30〜45%）、銀行によって影響は異なる。

政策保有株式などの銀行勘定で保有する株式については、これまで複数の内部モデル手法が利用可能だった（リスクウェイトは110〜400%）が、新規制ではこれが廃止され、標準的手法のみとなる。標準的手法ではリスクウェイトが100%から250%（投機的な非上場

株式は400%）に上昇する。数値の変化が大きく、ポートフォリオに占める保有株式の割合が高い金融機関への影響は大きくなる。

ただし、基準変更が所要自己資本額にもたらす影響を緩和させるため、5年間の経過措置が適用可能であり、リスクウェイトは段階的に上がっていく（適用初年度は100%）。足元では、各行において政策保有株式を削減させる動きがあることを考えると、その進捗次第で資本賦課への影響も変わることになる。

なお「投機的な非上場株式」は、投資対象が長期的な関係の構築に資する場合や企業再生を目的とする場合には該当しないことを告示Q&Aで示している。例えば、地場スタートアップ育成のための継続的投資は「投機的な非上場株式」に該当しないと考えられる。

内部モデル適用先では リスクアセット増加も

新規制において、国内金融機

関が内部モデルを利用してリスクを計測するのはほぼ信用リスクのみとなる。現在、日本では33金融グループが信用リスクの内部格付手法を利用している。

他方、内部モデルを適用する場合は、資本フロア（内部モデル手法を用いて算出するリスクアセット額の下限）が導入される。その掛け目は、適用初年度は標準的手法で算出されたりリスクアセットの50%だが、5年間かけて72・5%まで上昇する。

これまでも資本フロアは存在していたが、日本では参照する手法（バーゼル1、標準的手法、基礎的内部格付手法）が銀行によって異なっていたため、リスクアセット計測のバラつきが生じていた。今回、資本フロアの参照指標が標準的手法に一本化されることは、自己資本比率の比較可能性を確保する上で重要である。

だが、これまで内部モデルの使用がリスクアセットの軽減につながっていた銀行にとっては、今回の基準変更の影響は小さくない。24年12月期において資本フロアに抵触しているのは6金

融グループだが、掛け目が上昇する過程で、フロア調整額が発生する可能性がある。

適切なりスク管理に向け「不算入特例」の見直しも

マーケットリスクについても、内部モデル方式による計測が可能である。しかし、利用要件が厳格化されたこともあり、新規制の下で同方式を採用する金融機関は9金融グループから1金融グループに減少した。

もともと、これらの先のリスクアセットが一律に増加したわけではない。内部モデル方式から標準的方式に計測手法が変わったことで、むしろ、リスクアセットが減少した先の方が多かった。これは、邦銀の多くはそれほど複雑な商品を勘定に保有しておらず、かつ新しい標準的方式のリスク感応度が向上したためであると認識している。

なお、日本はマーケットリスクの算出を免除する「不算入特例」を設けているが、今般、新規制の実施と併せて当該特例の見直しも行った。これは近年、

トレーディング資産・負債の規模は小さいものの、銀行勘定において外国有価証券投資を積極的に行っている金融機関が見られることなどに鑑みて行ったものである。具体的には、トレーディング資産・負債だけでなく、外国為替のネットポジションが1000億円を超えるような金融機関にも、マーケットリスクの計測を求めるとした。

この結果、従来マーケットリスクを計測していたのは13金融グループであったが、新たに15金融グループが同リスクを計測することとなった。その影響は各金融機関によってさまざまだが、計測の対象となったことを契機に、これらの先において有価証券投資等に伴うリスク管理が適切に行われることを期待したい。

オペリスクは損失実績を反映させる枠組みを

オペレーショナルリスクについては従来、4金融グループが先進的計測手法を利用していたが、新規制ではこうした内部モ

デル手法自体が廃止された。新しい標準的計測手法では事業規模に内部損失乗数を乗じてリスクアセットを算出する。多数の金融機関から自行の損失データを利用して内部損失乗数を算出するための申請があり、当局審査を行った上で、現在までに34金融グループに対して承認を行っている。この結果、先進的計測手法を利用していた先のオペレーショナルリスクアセットは適用初年度に平均7%の増加にとどまり、当局の承認を受けたその他の先は平均22%減少した。

なお、国際基準の策定過程を振り返ると、バーゼル銀行監督委員会が14年に公表した第1次案では、銀行の事業規模のみでオペレーショナルリスクを計測する手法が提案されていた。しかし、本邦金融機関の多くは、グローバルに見れば事務事故や不正行為に係る損失が少ない（欧米のように、多額の課徴金や訴訟費用を要さないことも背景の一つ）という特徴がある。

このため、こうした実務を踏まえて国際交渉を行っており、最終的に事業規模だけでなく損

失実績を考慮する手法が国際合意される結果となった。海外ではオペレーショナルリスクが増加する銀行が多いなか、日本においては過度に保守的な資本賦課とならなかったのは、こうした背景もある。

米英では導入遅延も世界的な影響は軽微

バーゼル3最終化は、現在までに日本のほか、EU、スイス、カナダ、香港、シンガポールなどで実施されている。他方、米国では規制案の内容や実施スケジュールが不透明であるほか、英国は実施を27年に遅らせることを公表している。

このため「邦銀は国際競争上、不利な状況に置かれるのではないか」との声も聞かれる。これについては、次のような留意点があると考えている。

まず、欧米の銀行には、現状でも国際基準よりも保守的な規制や銀行固有のリスクに応じた追加的な資本賦課が求められている。例えば、米シティグループには、ストレステストの結果

に基づく4・1%の追加的資本賦課が求められ、普通株式等Tier1比率は13・4%となっている。そのため、バーゼル3最終化の遅れが、金融機関同士の国際競争に大きな影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。

次に、適用開始時期と経過措置を終えた完全適用の時期を区別する必要がある。例えば、資本フロアや保有株式には経過措置が設けられており、5年かけて段階的に水準が引き上がることから、適用開始時にはむしろ資本賦課は軽くなることが多い。英国では、適用開始時期は遅らせる一方、経過措置期間を短くする（3年間）ことを併せて公表している。

さらに、規制実施の不確実性に対する金融機関の負担も考える必要がある。金融機関は、相応なりソースを使って新規規制適用に向けた準備を行っている。当局が実施の時期や内容を頻繁に変更すれば、その分、非効率な運営を強いることにもなる。もともと、マーケットリスクに係る内部モデルについては、海外の主要な銀行による実施が

進まないなか、利用に当たって必要なデータの収集や実務の確立のために過度な負担を求めるのは意図しない結果であると考えられた。このため、日本では今年3月に観察期間としての経過措置を延長している。具体的には、内部モデルの検証を求める「損益要因分析テスト」については当分の間、第1の柱（最低所要自己資本）での運用は求めないことにしている。

* * *

自己資本比率は、金融機関の財務の健全性を測る物差しだといえる。それが海外を含めた監督当局や市場関係者、地域の取引先や従業員、預金者といった多様なステークホルダーにとって信頼されたものになっていることが大切である。

リスクアセット計測の見直しは、多様な関係者による多大な努力によって成し遂げられる。それが本邦金融機関に対する信頼性、ひいては金融安定性の維持・向上につながる結果となることを願ってやまない。

バーゼル委では、23年3月の銀行セクターの混乱の教訓や金融デジタル化の影響などについて議論しつつ、今後、各法域におけるバーゼル3最終化の実施状況の評価（RCAAP）を行っていく予定である。今後とも、主要法域における実施動向等を注視するとともに、新規制が本邦金融機関の自己資本比率の推移やビジネスにもたらす影響について理解を深めながら、円滑な実施に取り組んでいく。

（本稿における意見は、すべて執筆者の個人的な見解である）

あおさき みのる

01年一橋大学法学部卒、財務省入省。米留学（コーネル大学法科大学院）等を経て、08年以降は金融庁において銀行・保険規制に係る国際交渉等を担当。19年からバーゼル委の政策基準部会メンバー、22年から現職。